

民泊事業を開始する事業者様へ

民泊事業で発生するごみは、「**事業系廃棄物**」となります！

事業系廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分別し、それぞれの処理業の許可を受けた業者に委託処理するなど、自らの責任で適正に処理していただくことが義務づけられています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条1項」

※委託する場合は「事業系ごみ・資源処理状況調査票」の提出にご協力ください。

※委託業者や「事業系ごみと資源の出し方」については区ホームページをご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

事業系廃棄物とは…

事業活動から生じたすべてのごみを言います。滞在者が出す生ごみ、紙、衣類、弁当容器、ビニール袋、びん・缶・ペットボトルなどは、全て事業系廃棄物です。



なお、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者、または1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業者は、**例外的に有料**で区の収集を利用することができます。

区の収集を利用する場合

①「**事業系廃棄物排出届出書**」の提出を行い、**事業者番号**の取得が必要です。

②ルールを厳守してください。

- 燃やすごみ、プラスチック製容器包装、陶器・ガラス・金属ごみ、びん、缶、ペットボトルにそれぞれ分別し、袋に入れる。
- 事業者番号と事業者名を記載した、袋の容量にあった「**事業系有料ごみ処理券**」を添付する。
- 各資源ごと、またごみの収集曜日に決められた集積所に排出する。

注意!

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、区の収集を利用する事業者は「**事業系有料ごみ処理券**」の添付を義務付けています。また、「**事業系有料ごみ処理券**」の添付を行わない事業者は、氏名等を公表した上で、5万円以下の過料に科される場合もあります。

<このチラシについてのお問い合わせ先>

中野区環境部ごみゼロ推進課（中野区松が丘1-6-3リサイクル展示室内）

TEL:03-3228-5563 FAX:03-3228-5634 受付:8時30分~17時00分（土日祝日及び年末年始を除く。）